

とっとり住まいる支援事業Q & A

1 共通事項

1	県内に主たる事務所を有する建設業者の定義	県内に本店を構える業者とします。
2	直営は対象となるか	対象となりますが、建築本体工事を他者に請け負わせる場合には県内に主たる事務所を有する建設業者とするよう配慮してください。
3	他の助成金等を活用している場合の制限	補助の対象が同一であって、国及び県が直接または間接に助成を行っている補助金については併用することができません。 個別具体的な併用の可否は以下又は4～7のとおりです。 [併用可能な助成金等の例] ・市町村・民間団体等が国及び県の助成を受けずに実施しているもの ・住宅本体の建設にかからないもの（土地、設備等）
4	「地域型住宅グリーン化事業」と合わせて併用してもよいか	H28年度国土交通省の補助事業「地域型住宅グリーン化事業」で地域材活用の助成を受けない場合、基本支援（2万円）・県産材活用支援（40～53万円）・県産規格材活用支援（上限15万円）の併用は可能です。（※子育て支援（10万円）、三世代同居等世帯（5万円）及び伝統技術活用支援（20万円）の併用は不可）
5	「震災に強いまちづくり促進事業」と合わせて併用してもよいか。	[新築] 併用することができません。 [改修] 震災に強いまちづくり促進事業で県産材に係る費用を除いた助成を受ける場合、住まいる支援事業の県産材活用支援（最大25万円）の併用は可能です。（子育て支援（5万円）、三世代同居等世帯（5万円）及び伝統技術活用支援（最大15万円）の併用は不可）

2 基本支援（木造住宅の建設等）について

1	どのような住宅が助成の対象となるか	居室、台所、浴室、トイレを備え、独立した生活が可能な新築一戸建木造住宅を対象とします。申請を行う年度内に着工し、翌年度の1月末日までに完成することが条件となります。 ※浴室には浴槽が設置されている必要があります。（シャワーのみの場合は要件を満たしません。）
2	敷地内に既存の建物がある場合でも対象となるか	新築する住宅が上記2-1の要件を満たしている場合は、建築基準法上の増改築であっても助成の対象となります。（離れを残して母屋を増築する場合等）
3	店舗併用住宅は対象となるか	住宅部分が上記2-1の要件を満たしている場合は対象とします。
4	構造の一部に鉄骨を使用してもよいか	主要構造部の過半が木造であれば、混構造の住宅であっても対象となります。
5	別荘は対象となるか	居住の本拠となる住宅であることが条件ですので、別荘は対象となりません。
6	着工の定義	新築の場合、丁張り時点とします。 改修の場合、解体・撤去を伴う改修工事が一連に行われる場合については、解体・撤去の着手時点とします。 なお、別棟の離れ等を増築する場合は新築工事と同様に扱います。
7	分譲住宅の場合、登録時より増額して申請を行うことができるか	登録時の内容で助成対象として認めたものであるため、増額して申請を行うことはできません。
8	補助金の実績額が交付決定時より減った場合、当初申請していなかった項目に係る助成を受けることができるか	当初申請されていなかった場合は、助成を受けることはできません。

3 県産材活用支援について

1	どのような住宅が助成の対象となるか	上記2-1の要件を満たす住宅で、県産材を10立方メートル以上使用するものを対象とします。
2	県産材の定義	県産材とは県内の森林から伐採された原木を県内で加工した製材品又は部材の全てが同原木を県内で加工した木材で構成された製品（単板積層材、合板等）をいいます。
3	県産材使用量に外装材や下地材は含まれるか	含まれます。
4	車庫や物置の県産材使用量は含まれるか	住宅本体と一体となった車庫や物置であって、住宅用に使用されるものであれば対象とします。
5	ウッドデッキは県産材使用量に含まれるか	当該ウッドデッキが住宅本体と一体となっている場合は対象とします。
6	塀の県産材使用量は含まれるか	住宅本体に付属する門、塀であって、建設時期が同時期であれば対象とします。
7	伝統技術に係る県産材使用量を計上してもよいか	計上できます。
8	店舗併用住宅の場合、県産材使用量はどのように算出するのか	県産材使用量は住宅部分のみを算出（困難な場合は面積按分）することとします。
9	県産材の使用量が交付申請時より増えた場合、補助金も増額されるか	補助金額は交付申請の内容に基づいて交付を決定された額と、実績に基づいて算出された額のいずれか低い金額で決定されます。 交付決定後に補助金の増額を行うことはできません。

4 県産規格材活用支援について

1	助成の対象は	上記2-1及び3-1の要件を満たす住宅で、県産規格材を活用するものを対象とします。
2	県産規格材の定義	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われた県産材のうち、上記3-2の要件を満たし、かつ含水率が20%以下のものをいいます。
3	含水率の測定はどのように行うのか	乾燥JAS製材またはそれに準ずる品質管理に基づき出荷されたことが証明されるJAS製材（県産規格材の数量が記載されたJAS製品販売管理表により証明された材料、乾

	<p>乾燥 J A S 認定工場の納品書又は出荷伝票等に県産材販売管理票の番号及び県産規格材の材積を記載し、乾燥 J A S 認定工場印を押印したものにより証明された材料) 以外の場合、以下の方法により含水率の測定をします。</p> <p>[測定基準]</p> <p>該当する部材は全数測定とし、高周波水分計により部材の中央部分 1 箇所を測定します。</p> <p>[測定結果写真の提出]</p> <p>測定結果写真は、物件名・施工業者・測定者・測定場所・測定年月日を明記した看板が入るように撮影し、実績報告時に部材毎の代表箇所を添付してください。</p>
--	---

5 伝統技能活用支援（新築）について

(1) 全般

1	助成の対象は	上記 2-1 及び 3-1 の要件を満たす在来軸組工法住宅で、以下の 5 つの伝統技能のうち 2 つ以上を活用するものを対象とします。 (手刻み/外壁の下見板張り/左官仕上げ/日本瓦葺き/木製建具)
2	交付決定後に活用する伝統技術を変更してもよいか	変更可能です。

(2) 手刻み

1	助成の対象は	大工職人により、継手・仕口等の加工を手作業（電動工具の使用は可）により行ったものを対象とします。プレカット工場において機械加工されたものは対象としません。
2	手刻み加工の木材とプレカット加工の木材を併用しているもよいか	プレカット加工の木材を一部でも使用している場合は、助成の対象となりません。

(3) 外壁の下見板張り

1	対象となる工法及び対象外となる工法	<p>県産材を使用し下見板張りを行ったものが対象となり、具体的な工法は以下のとおりです。</p> <p>羽目板張り等は、箱目地等が機械加工されることから伝統技能とは判断できないため、対象外となります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象となる工法</td> <td>ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板</td> </tr> <tr> <td>対象とならない工法</td> <td>羽目板張り、ドイツ下見板</td> </tr> </table>	対象となる工法	ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板	対象とならない工法	羽目板張り、ドイツ下見板
対象となる工法	ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板					
対象とならない工法	羽目板張り、ドイツ下見板					
2	縦板張りは対象となるか	縦板張りは伝統技術にあたらなため、対象となりません。				

(4) 左官仕上げ

1	内壁に漆喰を利用した場合は対象となるか	対象となります。木舞壁、漆喰、じゅらく塗等の土塗壁の類は、下地にかかわらず可とします。珪藻土も対象となります。 ただし、施工方法が吹き付けによるものは対象外とします。鏝仕上げとしてください。
2	下地はラスボードでも良いか	内壁の場合は可とします。外壁の場合は、漆喰であれば可（下地不問）とします。
3	モルタル下地に吹き付けをしても対象となるか	対象となります。モルタル下地であれば仕上げは不問としますが、実績報告の際に塗り厚が判別可能な施工状況写真を提出してください。
4	内壁のみ、もしくは外壁のみで 40㎡でも対象となるか	対象となります。

(5) 日本瓦葺き

1	和形瓦とは	J I S 規格における J 形を指します。
2	J I S 規格以外の同等品とは何か	和形瓦であれば可とします。
3	棟瓦の仕様に規制はあるか	ありません。
4	使用面積に規制はあるか	過半が和形瓦であれば可とします。

(6) 木製建具

1	県内に本拠地を置く建具業者の定義	県内に本店を構える建具業者とします。
2	見付面積とは何か	建具を正面から見た面積を指します。建具外枠の縦×横で算出します。
3	建具には県産材を使用しなくてもよいか	県産材の使用は問いません。
4	襖は助成対象となるのか	襖、障子は対象となります。 ただし、戸襖、フラッシュ戸は助成対象外です。

6 子育て世帯等支援（新築、改修共通）について

1	助成の対象は	上記 2-1 及び 3-1 の要件を満たす住宅で、子育て世帯等に該当するものを対象とします。
2	子育て世帯等の定義	以下の要件のうち、申請日時点で 1 つ以上を満たすものをいいます。 ・ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を養育する世帯 ・ 婚姻後 10 年以内の世帯 ※建築主（申請者）が上記要件を満たしている必要があります。
3	申請日時点では未婚だが実績報告までに婚姻する場合、対象となるか。	対象となりません。申請日時点で婚姻している必要があります。
4	事実婚の場合、対象となるか。	事実婚の場合であっても、生計を同一とした日から 10 年以内であれば対象とします。
5	登録申請書に子育て世帯等を証明する書類の添付は必要か。	建売や分譲住宅の登録申請時においては、子育て世帯等を証明する書類（住民票の原本等）の提出は必要ありません。 なお、登録住宅の購入者が交付申請をする際は、子育て世帯等を証明する書類が必要です。

7 三世代同居等世帯（新築、改修共通）について

1	三世代同居等の定義	上記6-2の「子育て世帯等」に該当し、かつ次のいずれかに該当する場合をいいます。 ・申請者又は申請者の配偶者の直系親族の世帯と同一小学校区内に新たに住居を構えること。 ・申請者又は申請者の配偶者の直系親族の世帯と新たに同居すること。 いずれも、直系親族のうち、直系尊属は単身世帯であっても可とします。
2	住宅の所有者と現に同居している単身の子や孫が、婚姻により異なる世帯として同居する場合対象になるか。	単身の子や孫が、婚姻後に申請する場合、子育て世帯等（婚姻後10年以内）に該当します。 しかし、三世代同居等世帯の対象とはなりません。
3	既に三世代が同居又は近居している場合、三世代同居等世帯の対象になるか。	対象となりません。
4	直系親族が、賃貸住宅や介護老人保健施設に入居している小学校区内に、申請者が新たに近居する場合は、三世代同居等世帯の対象になるか。	対象となります。
5	直系親族が住む小学校区内に、申請者が中古住宅を購入後、住宅を改修する場合、三世代同居等支援の対象になるか。	対象となります。（改修における三世代近居に該当）

8 県産材活用改修について

1	対象となる住宅の要件は	自ら所有し、居住する住宅であれば、面積や構造、築年数等にかかわらず対象となります。賃貸住宅や社宅等は対象となりません。
2	新築の助成を受けた後で、改修の助成を受けても良いか。また改修の助成を数回に分けて受けることはできるか。	H22年度以降に環境にやさしい木の住まい助成制度及び本制度による新築または改修の補助を受けた住宅については、10年以上経過しなければ再び補助を受けることはできません。
3	車庫や物置も対象となるか	住宅と同一敷地内にあり、日常生活において使用している車庫、物置等については対象となります。「同一敷地内」とは住宅と同じ敷地内にあることをいい、道路等を挟む場合は対象となりません。
4	農業用の倉庫や店舗等は対象となるか	事業用のものは対象となりません。
5	他の補助金と合わせて利用してもよいか	補助の対象となる経費が区分できる場合は併用可能です。

9 伝統技能活用支援（改修）について

（1）全般

1	助成の対象は	上記7-1の要件を満たす住宅の改修で、以下の3つの伝統技能のうち2つ以上を活用するものを対象とします。 （建築大工技能／左官仕上げ／木製建具）
2	交付決定後に活用する伝統技術を変更してもよいか	変更可能です。

（2）建築大工技能

1	助成の対象は	県産材を使用し建築大工技能を活用した室内の見え掛かり部分（床材、壁材、天井材等）の仕上げ改修を行うもの（柱、梁等の構造部分は除く）と、外壁において県産材を使用し下見板張りを行うものを合わせて、見付面積が7平方メートル以上のものを対象とします。
2	室内の見え掛かり部分のみ、もしくは外壁の下見板張りのみで7㎡でも対象となるか	対象となります。
3	対象となる工法及び対象外となる工法	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。（上記5-（3）-1）
4	縦板張りは対象となるか	外壁は、伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。（上記5-（3）-2） 内壁で県産材（合板を除く）を活用して施工するものは対象とします。

（3）左官仕上げ

1	助成の対象は	外壁にあっては厚さ20ミリメートル以上のモルタル塗り下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとし、内壁にあっては土塗壁等とし、それらの見付面積の合計が7平方メートル以上のものを対象とします。
2	内壁に漆喰を利用した場合は対象となるか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。（上記5-（4）-1）
3	下地はラスボードでもよいか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。（上記5-（4）-2）
4	モルタル下地に吹き付けをしても対象となるか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。（上記5-（4）-3）
5	内壁のみ、もしくは外壁のみで7㎡でも対象となるか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。（上記5-（4）-4）

（4）木製建具

1	県内に本拠地を置く建具業者の定義	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。（上記5-（6）-1）
2	見付面積とは何か	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。（上記5-（6）-2）
3	建具には県産材を使用しなくてもよいか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。（上記5-（6）-3）
4	襖は助成対象となるのか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。（上記5-（6）-4）